

年管管発0719第4号
平成30年7月19日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



平成30年7月豪雨に際し、災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者にかかる届書等の取扱いについて（通知）

今般、平成30年7月豪雨に際しその提出期限までに現況届、生計維持確認届、障害状態確認届等（以下「届書等」という。）を提出することが困難であると予想される国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）に係る届書等の提出期限については、「平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について」（平成30年7月19日付け年管発0719第1号）により厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長に対しその旨通知されたところであるが、その取扱いについては次のとおりであるので通知する。

なお、地方厚生（支）局年金調整（管理）課長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

1 対象者について

対象者は、平成30年6月28日から同年7月8日までの間において平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有していた受給権者等であって、次に掲げる者であること。なお、災害救助法が適用された市町村の区域とは、別紙に示す区域であること。

①誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等（国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の4の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条の規定による遺族基礎年金（以下「20歳前障害基礎年金等」という。）の受給権者を除く。）

②20歳前障害基礎年金等の受給権者

2 提出期限

上記1の対象者について、本年の届書等の提出期限は、平成30年11月30日に延長されること。

3 障害年金受給権者等の届書等に関する事務の取扱いについて

対象者のうち、診断書の提出により障害の程度を診査した結果、年金額の改定又は年金の支給停止を行うべき者の取扱いは、次のとおりであること。

(1) 増額改定について

20歳前障害基礎年金を除く障害給付の増額改定は、誕生日の属する月の翌月分から行うこと。

20歳前障害基礎年金の増額改定は、平成30年8月分から行うこと。

(2) 減額改定及び支給停止について

障害給付の減額改定、又は支給停止は、平成31年3月（提出期限の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月）分から行うこと。

[別紙]

都道府県名	市区町村名
岐阜県	岐阜市
	高山市
	関市
	中津川市
	美濃市
	恵那市
	美濃加茂市
	可児市
	山県市
	飛驒市
	本巣市
	郡上市
	下呂市
	坂祝町
	富加町
	川辺町
	七宗町
	八百津町
	白川町
	東白川村
	白川村
	福知山市
	舞鶴市
	綾部市
	宮津市
京都府	京丹後市
	南丹市
	京丹波町
	伊根町
	与謝野町
	姫路市
	豊岡市
兵庫県	西脇市
	篠山市
	養父市
	丹波市
	朝来市
	宍粟市
	たつの市
	多可町
	市川町
	神河町
	上郡町
	佐用町
	香美町
	鳥取市
	若桜町
鳥取県	智頭町
	八頭町
	三朝町
	南部町
	伯耆町
	日南町
	日野町
	江府町

都道府県名	市区町村名
島根県	江津市
	岡山市
	倉敷市
	玉野市
	笠岡市
	井原市
	総社市
	高梁市
	新見市
	瀬戸内市
	赤磐市
	真庭市
	浅口市
	早島町
	里庄町
	矢掛町
	鏡野町
	西粟倉村
	吉備中央町
	広島市
	吳市
	竹原市
	三原市
	尾道市
	福山市
広島県	府中市
	東広島市
	江田島市
	府中町
	海田町
	熊野町
	坂町
	岩国市
	今治市
	宇和島市
愛媛県	大洲市
	西予市
	松野町
	鬼北町
	安芸市
	宿毛市
高知県	土佐清水市
	香南市
	本山町
	大月町
	三原村
	飯塚市
福岡県	

別添

年管管発0719第5号
平成30年7月19日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

平成30年7月豪雨に際し、災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者にかかる届書等の取扱いについて（通知）

今般、平成30年7月豪雨に際しその提出期限までに現況届、生計維持確認届、障害状態確認届等（以下「届書等」という。）を提出することが困難であると予想される国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）に係る届書等の提出期限については、「平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について」（平成30年7月19日付け年管発0719第1号）により厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長に対しその旨通知されたところであるが、その取扱いについては次のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

なお、日本年金機構年金給付業務部門担当理事に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

1 対象者について

対象者は、平成30年6月28日から同年7月8日までの間において平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有していた受給権者等であって、次に掲げる者であること。なお、災害救助法が適用された市町村の区域とは、別紙に示す区域であること。

①誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等（国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の4の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の

一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 28 条の規定による遺族基礎年金（以下「20 歳前障害基礎年金等」という。）の受給権者を除く。）

②20 歳前障害基礎年金等の受給権者

2 提出期限

上記 1 の対象者について、本年の届書等の提出期限は、平成 30 年 11 月 30 日に延長されること。

3 障害年金受給権者等の届書等に関する事務の取扱いについて

対象者のうち、診断書の提出により障害の程度を診査した結果、年金額の改定又は年金の支給停止を行うべき者の取扱いは、次のとおりであること。

（1）増額改定について

20 歳前障害基礎年金を除く障害給付の増額改定は、誕生日の属する月の翌月分から行うこと。

20 歳前障害基礎年金の増額改定は、平成 30 年 8 月分から行うこと。

（2）減額改定及び支給停止について

障害給付の減額改定、又は支給停止は、平成 31 年 3 月（提出期限の翌日から起算して 3 ヶ月を経過した日の属する月）分から行うこと。

[別紙]

都道府県名	市区町村名
岐阜県	岐阜市
	高山市
	関市
	中津川市
	美濃市
	恵那市
	美濃加茂市
	可児市
	山県市
	飛騨市
	本巣市
	郡上市
	下呂市
	坂祝町
	富加町
	川辺町
	七宗町
	八百津町
	白川町
	東白川村
	白川村
	福知山市
	舞鶴市
京都府	綾部市
	宮津市
	京丹後市
	南丹市
	京丹波町
	伊根町
	与謝野町
	姫路市
	豊岡市
	西脇市
兵庫県	篠山市
	養父市
	丹波市
	朝来市
	宍粟市
	たつの市
	多可町
	市川町
	神河町
	上郡町
	佐用町
	香美町
	鳥取市
	若桜町
	智頭町
	八頭町
	三朝町
	南部町
	伯耆町
	日南町
	日野町
	江府町

都道府県名	市区町村名
島根県	江津市
	岡山市
	倉敷市
	玉野市
	笠岡市
	井原市
	総社市
	高梁市
	新見市
	瀬戸内市
	赤磐市
	真庭市
	浅口市
	早島町
	里庄町
	矢掛町
	鏡野町
	西粟倉村
	吉備中央町
	広島市
	吳市
	竹原市
	三原市
	尾道市
	福山市
	府中市
広島県	東広島市
	江田島市
	府中町
	海田町
	熊野町
	坂町
	岩国市
	今治市
	宇和島市
	大洲市
	西予市
	松野町
	鬼北町
	安芸市
愛媛県	宿毛市
	土佐清水市
	香南市
	本山町
	大月町
	三原村
	飯塚市
	高知県
	福岡県